

## 処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：遺失物法施行規則
根 拠 条 項：第30条第1項
処 分 の 概 要：特例施設占有者の指定の取消し
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none"><li>・ 遺失物法第17条（特例施設占有者）</li><li>・ 遺失物法施行令第5条第5号（特例施設占有者の要件）</li><li>・ 遺失物法施行規則第30条第1項（指定の取消し）</li></ul>
処 分 基 準： <p>遺失物法施行令第5条第5号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、帰責事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等を行おうとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が遺失物法施行令第5条第5号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。</li></ul>
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部警務部会計課
備 考：